

平成 26 年度 第 9 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 6 月 12 日（水） 9：30～11：45

場 所：総合庁舎 22 階会議室 1・2

出席者：子ども・子育て会議委員	17 名
（関川会長、阿部委員、小田委員、景山委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、藤井教之委員、中西委員、中泉委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	14 名
（立花、南谷、田村、出口、川崎、寺岡、川西、菊地、堀ノ内、関谷、松田、清水、安永、山本）	
（大原、矢崎、高野、松崎、土肥、）	5 名
傍聴者	5 名
業者（地域社会研究所）	2 名
計	43 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1	東大阪市子育て計画骨子案
資料 1－2	計画骨子案修正ポイント
資料 2	地域子育て支援事業供給量の確保策
資料 3	放課後児童クラブの推進
資料 4－1	確認制度について
資料 4－2	意向調査
資料 5	利用者負担について
資料 6	新制度市民説明会について
資料 7	子ども子育て支援制度関係法令
資料 7	事業所の選定と認可について（まとめ）
資料 8	パブリックコメント意見集計
参考資料	東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査集計結果報告書（概要版）
参考資料 2	東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査集計結果報告書

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 9 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、全委員 20 名中 17 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、および配付資料一覧に記載した資料です。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が5名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。部会長の関川です。

今回で子ども・子育て会議も9回目の開催となります。

国では、新制度のひとつの焦点となっていた公定価格の仮単価、ならびに利用者負担について5月26日の子ども・子育て会議にて提示されました。現在、保育所・幼稚園などでシミュレーションが進んでいるようです。また、施設側の意向調査についても6月から7月にかけて実施をすることが決まり、新制度の中で各施設がどのような運用体系で進むのか具体的な検討が全国で始まりました。

本市においては、皆様でこれまでご審議頂いてきました幼保連携型認定こども園や家庭的保育事業などの条例案を6月議会に上程されます。ご協力ありがとうございました。また、意向調査をすみやかに実施することで、平成27年度のスタートに向けて準備が着々と進んでいきます。

本日の会議では、基礎となる子ども・子育て支援事業計画骨子案の審議に始まり、地域子育て支援事業の供給方法、留守家庭児童育成クラブのあり方に関する議論を深めていきます。

あわせて、これから始まる意向調査・確認について内容を提示していただくとともに、市民の皆様へ直接的な影響のある利用者負担や実施を予定している市民説明会などについても事務局より報告していただきます。

それでは、本日も有意義な議論をお願いいたします。

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行いたします。最初に議事(1)の「子ども・子育て支援事業計画骨子案について」を事務局よりご説明いただきます。前回の会議で、次世代育成支援行動計画とまったく同じでは困るということで、特に教育の分野について修正を求める意見をいただきました。そういった修正をした箇所を中心に説明をお願いします。

●事務局・川西

—資料1「東大阪市子ども・子育て計画骨子案」、資料1-2「計画骨子案修正ポイント」説明—

- ・目次。第4章の一部を修正。第3章についても一部を修正。
- ・p. 8-10 子育てだけでなく「教育」に触れるようにとの意見を受けて、学童期の様々な機会の提供、地域や社会環境の整備に関する文章を追加。
- ・p. 15 子ども・子育て会議の「具体的な方向性について示してほしい」との意見を受けて、次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性を明記。
- ・p. 32-33 児童虐待防止と障害児支援について具体的に描くようにとの意見を受けて、児童虐待の相談件数、療育センターの利用状況等を追加。ともに早期発見が課題。療育センターの老朽化対策として平成28年度を目標に施設整備。
- ・p. 35 留守家庭児童育成クラブについて、従来の取り組みを記載し、課題を整理。
- ・p. 36 情報が保護者に届いていないという意見を受けて、子育て支援の情報提供についての項目を追加。行政には情報とサービスを結びつけるコーディネーターの役割が必要。
- ・p. 37 親の子育て力の支援についての項目を追加。

・ p. 40 戦略的な理念設定が必要との意見を受けて、「幼児期における学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」という3本柱となる施策を記載。

● 関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。特に、内容や表現についてご意見をいただければ幸いです。

● 佐藤委員

p. 36 の「(8) 子育て支援の情報提供について」と p. 37 の「(9) 親の子育て力の支援について」を新しく入れていただいたので、在宅で子育てをしている方にとって、ありがたいと思っています。最近仕事をしているから預けたいというだけではなく、預けたいから仕事を探しているという方もおられます。本当は在宅での子育てを希望していて仕事も辞めたが、家庭の中で親と子どもだけの生活に行き詰まり、保育所に預けようとする方がおられます。また集団保育への憧れもあると思います。本当は在宅で子育てしたいのに仕事とは別の理由で保育所へ預けたいという方にとっては、親の成長の機会を摘んでしまっていたことにもなりますので、このように親の子育て力を支援していただけるということは在宅の子育て家庭にとってありがたいですし、さらには保育所に本来入りたい方への対応・待機児童の解消にもつながると思います。

質問としては p. 37 の「(9) 親の子育て力の支援について」です。子育て力というのはどのようなことでしょうか。どのような部分が子育て力なのでしょう。 「(8) 子育て支援の情報提供について」の内容と絡むとは思いますが、いかがでしょうか。

● 関川会長

難しいけれども、的確な質問をしていただいております。

想定されていること等があるかもしれませんので、答えられる範囲で回答をお願いします。

● 事務局・川西

「子育て力」というのは正直、難しい内容です。P. 10 にもあるように「保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることを力にしたいと思っています。そのような意味では地域で支える力も含めて子育て力だと思っています。本市では Facebook やメルマガ等を実施していますが、そのような情報を生かしてもらう仕組みが必要だと思っています。理想を言えば、例えばコンビニのような場で相談できて、次につながるような地域になるとよいのではないのでしょうか。地域や行政も含めて子育て力を高めていく必要があると考えています。

● 関川会長

p. 37 には「親の」とありますので、地域や行政の力というわけではないですね。堀之内保育課長からはいかがですか。

● 事務局・堀之内

例えば、最近、スマホなどの情報機器からの情報が溢れていて、不安に感じている保護者がおられると思います。そのような情報機器に頼りすぎずに、一方的な情報に縛られないようにすることだと思います。不安に感じている方をケアしていく手立てが必要だと思っています。

● 関川会長

ありがとうございます。親の子育て力とは何かをさらに考えてください。

それから、p. 11 の「図 計画の基本的な考え方」には p. 40 「(3) 戦略的に取り組むために」の項目を入れて下さい。

すでに全国の自治体の中にはホームページ上に計画骨子案を公表しているところがあります。このような全国の骨子案等を参考にして住んでみたいと思う施策などを参考にして意見を考えてください。

東大阪市の計画骨子案としては今回、提出いただいた案の方向性で進めていきたいと思っています。

(2) 地域子育て支援事業供給方法の確保策について

●関川会長

続きまして、議事(2)の「地域子育て支援事業供給方法の確保策について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2「地域子育て支援事業供給量の確保策」説明—

- ・ p.2 子ども・子育て支援法に基づく13事業のうち、10事業について確保策を説明。
- ・ p.3 延長保育事業について。現状の供給量で今後5年間の見込み量を確保できるので、現状の水準を維持。
- ・ p.4 子育て短期支援事業について。見込み量を換算すると約1か所の施設に相当するが、児童養護施設を増設するのはたいへんなので、現行各施設の受入枠の拡充等により確保。
- ・ p.5 地域子育て支援拠点事業について。市域全体では見込み量を確保できるが、子育て支援センターのない地域で見込み量が発生。既存の社会資源の有効活用を企図。
- ・ p.6 在園児を対象とした一時預かりについて。幼稚園で実施され、幼稚園の在園児が対象なので、需要量と供給量が一致するため、現状の水準を維持。
- ・ p.7-8 それ以外の一時預かり(在宅での子育て支援)について。ニーズ量が非常に多大。ニーズ調査・ワールドカフェ等に出ている現状の様々な課題に対して、それぞれ対応方針を提案。受入枠の確保策として公共施設等の空きスペースでの実施等を検討。
- ・ p.9 病児・病後児保育について。見込み量を換算すると、約4施設に相当。申し込み者の数で補助金が決まるので経営が困難。医療施設と協議するなど幅広い実施施設の確保の努力。
- ・ p.10 ファミリー・サポート・センター事業について。見込み量を確保するためには援助会員が少ないので、募集方法や研修体制等について充実を企図。
- ・ p.11-13 乳幼児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦検診について。現状で見込み量を確保できるので、現状の水準を維持。
- ・ p.14 利用者支援事業(新事業)について。在宅での子育て支援の情報を共有化し、既に行っている相談支援のための専門の支援員を配置。平成27年度には3施設に1人ずつ、平成31年度には全リージョンに1人ずつの配置を予定。
- ・ さらに、休日や夜間のニーズ量も出ているので、13事業以外にも事業を早期に実施することを検討。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●榎田委員

p.9の「病児・病後児保育」について、育児休業空けの短時間勤務の母親にとって、子どもがいつ病気になって保育所からお迎えを言われるかが苦しいところでした。病児・病後児保育を拡充されるとの方向性をみて安心しました。

また、私たち流通業界で働く人にとっては、休日・祝日などの対応を考えていただけるのはありがたいのですが、さらに、年末・年始も含めて考えていただければと思います。24時間営業の店が増えている中で早朝から働いている方もいますので、早朝の時間帯も何とかならないものかと思っています。

●関川会長

p.3の「(1)延長保育事業」を「(1)延長保育事業等」に変えていただいてはどうですか。そして、p.3のような形態で夜間・早朝のニーズ量も設定して確保策をあげてもらうことは可能でしょうか。

●事務局・関谷

休日・夜間の保育については地域子育て支援事業とは別の補助があります。見込み量について

はニーズ調査から需要量を出していきたいと思います。確保策については今後検討していきたいと思います。

●関川会長

機会を見て、現在の休日・夜間の事業概要とニーズ量、供給量、見込み量、そして考えられる課題・方策などをご提示いただけたらと思います。

その他、いかがでしょうか。

●阿部委員

p.8の「一時預かり」について、以前にもお話しましたが、急にお母さんが病気になった時などには対応できないということでしょうか。

保育所等に日頃通っておられない方にとって、どのような人が預かるのかがわからないと預けにくいと思います。在宅の保護者が日頃通っている「つどいの広場」でしたら、安心して子どもを一時的に預けられると思います。

以前、大阪府へプレゼンに出向いた際に言われたことがあります。無料で子どもを預けられるのが親にとっては一番安心できるのだと思います。極論にはなりますが。

●関川会長

他にいかがでしょうか。

●小田委員

p.10の「(6)ファミリー・サポート・センター事業」について、私は援助会員をしています。これまで10人くらいと面談しましたが、単発で受け入れた方が2組、長期で対応している方が2組です。P.10の見込み量を見て、こんなにニーズがあるのかというのが意外でした。私の印象では申込みが少ないのが実情だと思っています。

社会福祉協議会が援助会員の講習をされる際に、私たちの会にも依頼がきました。しかし、私たちの会は就学前の子どもを持つ人ばかりなので、私たち自身が依頼会員になりたいのであって、援助会員はまだ難しいと思いました。就学前の子どもを持つお母さんに援助会員をお願いするのは難しいのではないのでしょうか。年配の方、子育てを一段落された方、元気な団塊世代などに声をかけてもらわないと援助会員は増えないと思います。

●関川会長

ありがとうございます。

高山委員、一時預かりの現状について保育所の状況を教えてくださいませんか。

●高山委員

3歳未満の方、0、1、2歳の方のニーズが多いのですが、料金を説明しますと、びっくりして諦めるというのが実情です。家計に響く額です。先月、出産時の上のお子さんの対応として、1ヶ月間ご利用されたいという方がいましたが、結局は1ヶ月の内、5日間だけ利用されました。それでも大変助かったと喜んでおられました。1回3,600円ですから、概ね5日間ぐらいが料金的に限界だと思います。10日間利用したら36,000円になってしまいます。先ほど無料という話がありましたが、無料はともかく、もう少し適正な価格にした方がよいように思います。

それから利用手続きについては、何回か利用されている人には急な場合にも対応しています。初めて利用される方には、来所、事前の登録、事前の申込みをしていただく必要があると思います。何回か利用されている方が急に預けたい場合でも、職員がたまたま休みを取っていて体制が取れない時はお断りしています。なるべく受け入れられるようには努めています。

●関川会長

ありがとうございます。

●古川委員

子育て支援センターでも一時預かりを実施しています。やはり1回目は施設に来ていただく必要があります。命を預かる仕事なのでその辺りは慎重になります。事前登録をして一度は利用していただければ、急な際も可能な範囲で対応するようにしています。

●関川会長

ありがとうございます。一時預かりやファミサポ、病児・病後児保育は利用したいかを問われると利用したいと答える人が多いが、実際の利用量は少ない事業だと思います。潜在的なニーズはあるということだと思います。支援の仕組みを変えることで利用しやすくすることが必要なのだと思います。

先ほど議論になっていました、「親の子育て力」の向上という視点に関わると思います。祖父母や地域によってインフォーマルに提供されていた仕組みが壊れてきていますので、社会的に（サービスを）作っていくことが必要になっています。フォーマルなサービスとして公が相応の公費を投入して、子育て家庭に利用してもらえそうな仕組みが必要になっているのでしょうか。

●中泉委員

資料を見て、色々な事業があって、預けるところが増えて安心できると思いました。

p. 14「利用者支援事業」の支援員について、本当に子どもと向きあっている親なのか、言葉は悪いかもかもしれませんが、ネグレクトのような状態の親御さんなのか、そのような状況を見極める人材が必要だと思います。市政だよりも支援員の募集が掲載されていました。コーディネーターさん（支援員）の質を鑑みて事業を展開してください。

●関川会長

新制度の中でいわゆるコンシェルジュと呼ばれている人です。平成31年度までにリージョン等に1箇所ぐらいは配置するという計画ですね。サービスや支援を利用したいけれど、それがよくわからなくて困っている人に1対1で必要なサービスに結びつけていくような役割ですね。個人がネットで情報を調べるだけでなく、窓口等で直接、必要な情報を提供する仕組みですね。どのようなものを考えているのか事務局から説明をお願いしますか。

●事務局・田村

資料にイメージ図を付ければよかったですね。申し訳ありません。

会長がおっしゃったように、地域の子育ての力が崩壊しつつある中で、フォーマルなサービスを入れていこうとしています。少なくとも本市がすでに出している情報については、そのつなぎを支援員にも担ってほしいと思っています。情報にアクセスできるように導いていきたいと考えています。

例えば、あくまで案ですが、「東大阪子育て応援団」というステッカーがお店に貼ってあって、そのお店へ行けば、少なくともコンシェルジュ等の居場所を教えてくれて、そしてコンシェルジュによる寄り添い型の支援へつながっていくような仕組みを考えています。ただし、中泉委員がおっしゃったように、べったり型の支援ではなく見極めていくような支援になると思います。支援員には子育てに関する知識、相談支援等の情報力、そして連携といった力が必要になると思います。

●関川会長

コンシェルジュというとホテルのコンシェルジュのように、その人自体が何でも解決するように思いますが、ここでいう支援員はどちらかというとアセスメント（適性を客観的に事前評価）をして、その子育て家庭にどのような支援や情報が必要なのか判断して繋いでいく人ということですね。単なる利便性だけを理由に支援員を使っていたくわけではないのです。

子育て支援センターの相談事業と支援員との棲み分けはいかがですか。

●事務局・関谷

色々なところに相談事業があるので、その体制はそのままにしたいと思います。例えば子育て支援センターに繋ぐべき子育て家庭であれば支援員が繋いでいくということになります。

●関川会長

その人その人、個別に必要な機関につなげていくということですね。市の窓口、他の機関の機能ともつながっている、核となるサービス（支援員）をリージョンごとに創っていくのですね。

●阿部委員

私もお母さん方から相談を受けることがありまして、実際に昨日もそのようなことがありました。初めに市役所へつなげましたが、3箇所回されて、同じ話を3回して、結局、主体的に面倒をみてもらえるところがありませんでした。そのような時にどのようにすればよいのかわからないのが現状だと思います。

●小田委員

現在、子育て支援センターのすべてで一時預かりを実施しているのですか。

●事務局・関谷

荒本、鴻池などで実施しています。「あさひっこ」「ももっこ」には保育所機能はありません。

●小田委員

お母さんが安心して一時預かりを利用するためには、普段利用しているところで実施して頂く必要があると思います。お母さんがSOSを出しやすいと思います。

●松葉委員

石切・日下で連携会議を開催しています。福祉中心だけではなく幼稚園も連携して会議もっています。その中で、小学校の先生にも入っていただきたいという意見が出ています。就学前と小学校とのつながりです。しかしながらやはり福祉と教育ではこれまでの経緯もあってなかなか連携が取りにくいのです。文部科学省と厚生労働省の問題ですよね。本市でも教育施設と福祉の管轄している施設がより連携していく必要があると思います。福祉と同じような情報が各学校・幼稚園にも流れていくとより良い地域になっていくと思います。

●関川会長

たくさん意見をいただいてありがとうございます。

地域子育て支援事業のあり方については次回以降も引き続き検討を進めます。

(3) 留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

続きまして、議事(3)の「留守家庭児童育成クラブについて」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・安永

—資料3「放課後児童クラブの推進」説明—

- ・留守家庭児童育成クラブについては、現状の53ヶ所で運営。まず待機児童の解消を優先。ニーズ調査・利用者保護者へのアンケート等に基づき、高学年の見込み量を検討。児童の安心・安全を継続的に保障するために、児童が通い慣れている施設を利用する方針。
- ・民間学童保育については、今後、届出のあった場合には、本市の条例にしたがって審査・受理。届出があれば市のホームページ等を通じて保護者に情報提供。
- ・類似施設については、学習塾・スポーツ施設的なもので、届け出なしで運営。
- ・保護者と東大阪市との関係については、市が必要な情報を提供し、保護者が情報に基づいて選択する、という関係を想定。
- ・将来的には、公立と民間との連携も視野に入れてを企図。
- ・児童福祉法の規定等では届出の受理等は市町村長の権限なので、事業の基準を定める条例を教育委員会が上程するのは適切なのかという議論を庁内で行い、今回は、従来からの運営のノウハウを持つ教育委員会が上程するという考え方になったことを報告。

●関川会長

留守家庭児童育成クラブは制度上では地域子育て支援事業なので、資料2の中に組み込んで資料提供していただくようお願いいたします。資料2のように、事業の概要があって、需要量・供給量を掲載してもらってから、それを踏まえて、必要見込み量や質の面での確保策をご紹介していただいた方がわかりやすいと思います。次回以降も検討していきますので資料づくりについては

よろしくお願ひいたします。

今まで条例の話をしてきましたので十分議論はできていなかったと思いますがいかがでしょうか。

●景山委員

この間、設置基準とか指導員の質のことなどを話し合ってきましたよね。資料3にはニーズの課題が書かれています。小学校で開設しています。地域運営委員会方式ですよね。この会議ではこれまで運営面の検討がされていませんが、運営面のこともこの場で話し合ってもよいのかをうかがいたいです。

また、これまで所管が変わるかもしれないという話も聞こえてきて不安に思っていましたがおのままとのことですね。

●事務局・安永

これまで本市では運営委員会方式で留守家庭児童育成クラブを実施し、運営委員会に補助金を出してきました。また本市には基本方針はありましたが当てはまらないものについても実施できるような状況でした。平成27年度からは条例で縛りをかけて実施していくこととなります。このような制度の大きな変換について運営委員会に周知を図っているところです。従来からの運営手法について、また今後の方針についても、この会議へお示ししていきたいと考えています。

●関川会長

報告はしていただいて議事にはなるということですね。ただし、この「子ども・子育て会議」は意見を述べるだけで、ここでの話し合いによって方向性が縛られるということではありません。少なくとも新制度によって運営委員会には法人格を取得していただくこととなりますね。NPOなのか社団なのかでしょうか。53の運営委員会では時間の延長や高学年の受け入れ、学習塾のようなものなど多様なニーズに対応するお考えですか。教育・保育の分野では確認制度がありますが、留守家庭児童育成クラブには確認というものはないのでしょいか。

●事務局・安永

はい。先月、運営委員会の委員長の連絡協議会がありまして、条例案や今後の方針を示しました。市として基準を作っていくことをお話ししました。

それぞれ持ち帰って検討していただいていますので、6月には答えが返ってくると思います。その判断をみて進めていきたいと思っています。

●関川会長

「辞めたい」というところはあるですか。

●事務局・安永

実施したいというところ自体が少ない状況です。

●関川会長

「是非実施したい」というところにはバックアップをしていきたいですね。

●中泉委員

私の子どもはまだ留守家庭児童育成クラブを利用する年齢ではないのですが、運営委員会の中で今後辞めたいところが出てきているのを不安に思います。

条例案についてどこが起案するのか、所管するのかといった議論は私たちにはどうでもよいことだと思ひます。それよりもこの場では質の確保や人員配置について意見を述べさせていただくことが大事だと思ひます。

この資料だけみますと、運営委員会と民間の両方に補助が出るように誤解してしまひます。

保育所に預けていた親は小学校に上がったなら留守家庭児童育成クラブが同様のサービスを展開してくれると期待しています。最低6時くらいまでは預かってもらうこと、ベテランの指導員に対応していただくこと等、ともかく留守家庭児童育成クラブの質の確保を大事に思ひます。資料1の計画骨子案 p.38にも「地域における子どもの健全な育成に努める必要があります。」と書いてありますので、留守家庭児童育成クラブの充実についてよろしくお願ひします。

●事務局・安永

質の確保については今後も検討していきたいと思います。
資料については要点を備えたものにしていきたいと思います。

●関川会長

民間幼稚園でも留守家庭児童育成クラブを引き受けていくのでしょうか。

●竹村委員

そこまでの検討は全くしていません。幼稚園としては、小学生の放課後に対応するためのモデルを教えていただかないと検討は難しいと思います。ただし、幼稚園児と小学生が同じ園庭で遊ぶのは危険が伴いますので、そのような検討も必要になってくると思います。

●関川会長

民間保育所ではいかがでしょうか。

●高山委員

保護者からもそのような要望があることは承知しています。
地域の小学生を全部引き受けるのは難しいと思います、補助的にお役に立てるのであれば考えたいと思います。

●関川会長

15年程前の自分自身を考えますと、小学1年生～3年生の子どもは早く帰ってくるので、保育所のように預かってもらえたらと思っていました。

●小田委員

留守家庭児童育成クラブに通っている家庭から指導員の質の低さを耳にします。親は安全・安心のために留守家庭児童クラブに通わせたいけれども、子どもが嫌がるということがあります。特に高学年であれば、利用したくなるような、通う楽しさ・メリットがないと通わないということになりかねません。

また閉館時間が地域によって異なるという課題があります。お母さん方のニーズにぜひ答えてあげてください。

●藤井教之委員

みなさんの意見に同感です。

資料に空きクラブの紹介・斡旋とありますが、今、他の校区の留守家庭児童育成に通っている子どもはいるのですか。

●事務局・安永

今はいません。

●藤井教之委員

運営委員会ではそれぞれに温度差があるように思います。年に1回の報告会すらしないところがあるそうです。通わせている親でさえ、運営委員会を知らない人も多いのです。個人的には運営委員会方式は良いと思うのですが、良いところを活かして見直していく必要があるのだと思います。

●関川会長

ありがとうございます。

(4) 意向調査・確認について

●関川会長

次に議事(4)「意向調査・確認について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料4-1「確認制度について」説明—

・p.3-4 確認制度の流れを報告。利用定員の設定・各施設の定員の設定について報告。利用定員

は認可定員の範囲内で設定し、保育標準時間・短時間の区分は行わない。

- ・ p. 5-7 今後のスケジュール案について報告。平成 27 年度はみなし利用定員になるのかは現在確認中。

—資料 4-2 「意向調査」説明—

- ・ 私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握する趣旨。6 月 11 日までに送付し、7 月 11 日までに回収するスケジュール。結果を都道府県に提出し、都道府県がまとめて国に報告。

●関川会長

ありがとうございました。今のご説明につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●高山委員

資料 4-1 についてスケジュールが気になります。園児の募集開始のところでは 2 号認定、3 号認定だけの保育所では募集開始ということがないわけです。今は待機児童があるので欠員はありませんが、現在とはともかく、いつか変わる時がくるのです。保育所が満員とならない時代が来たときでも、認定子ども園の方が早い月に募集申込みを始めていると、本来保育所に入っておられたような方が認定子ども園へ行き先を決めてしまい、保育所側が困ってしまうように思います。幼稚園・保育所・認定子ども園が同じ時期（月）に募集を開始するように揃える必要があると思います。その辺りの整合性の説明をお願いします。

●事務局・関谷

幼稚園の 1 号認定は今まで通りになるのですが、保育の必要な 2 号・3 号については随時受け付けをしています。募集は 10 月末ぐらいです。今は待機児童のこともありますので入所される方を市で選考させていただいて、保育所、認定子ども園、小規模へ斡旋していく形になると思います。

●関川会長

p. 7 のスケジュールのところでは地域型保育事業に「子ども・子育て会議で意見を聴く」項目がないのはなぜですか。

●事務局・関谷

漏れです。申し訳ありません。

●関川会長

スケジュールについてはこのようなところでよろしいでしょうか。それでは、意向調査・確認についてはこの内容で進めていただきます。

（５）利用者負担について・新制度市民説明会について（報告）

●関川会長

続きまして議事の（５）「利用者負担について」および議事の（６）「新制度市民説明会について」を事務局より報告いただきます。今回の会議では報告であって、今日は内容について議論していただく予定はありません。

●事務局・堀ノ内

—資料 5 「利用者負担について」説明—

- ・ p. 1 利用者負担のイメージの位置付けについて。利用者負担は実施主体である市町村が定める。準備を進めるために公定価格の仮単価と合わせて示す。教育標準時間認定を受ける子どもについては現行の幼稚園就園奨励費を、保育認定を受ける子どもについては現行の保育所運営費による保育料設定を、それぞれ差し引いて考慮。
- ・ p. 2 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担について。現行の利用者負担の水準を基本。現行と同様に、住民税額を基に階層区分を設定。
- ・ p. 3 保育認定を受けた子ども（満 3 歳以上）の利用者負担について。現行の利用者負担の水準

を基本。保育短時間認定を受けた子どもはマイナス 1.7%を基本に設定。現行では所得税額を基に階層区分を設定している部分が、住民税額を基に階層区分を設定することになる。階層区分③「市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）」については、所得税の要件も確認するため煩雑になるので、現在、市として厚生労働省へ問い合わせている。

- ・ p.4 満3歳未満についても満3歳以上と同様。

—資料6「新制度市民説明会について」説明—

- ・ 市政だより・市ホームページなどで広報しているが、メールやチラシなどでさらに周知する方針。
- ・ 日時・場所・対象者・募集人数・応募方法・内容・周知方法について報告。

●関川会長

ありがとうございました。説明会での新制度の説明については、これまでの会議資料ではなく保護者にわかりやすいものにしてください。また幼稚園や保育所への説明の際にも使えるような資料にしてください。

●千谷委員

ワールドカフェの際にもあまり人が集まらなかったように思います。時間帯の問題もあるかもしれませんが、関連施設に説明会のチラシを置いて、たくさんの方に参加していただけるようにしてください。

●関川会長

そうですね。

●竹村委員

説明会でどのような内容を話すのかが気になります。幼稚園では新制度が明確でない今の段階で保護者の方には何も説明できていません。保護者の方は利用者負担が特に気になると思います。説明会に参加された保護者がその後で幼稚園に具体的な説明を求めてこられる場合もあると思いますので、説明会での資料は事前に幼稚園・保育所等にもいただくようにお願いします。

●関川会長

事務局、よろしくお願いします。

●佐藤委員

説明会には子どもも一緒に参加できるのでしょうか。

●事務局・関谷

周知については色々なところに働きかけていきたいと思っています。

説明内容については資料を提出しています「すくすくジャパン」を考えています。

説明会には託児機能があります。

●関川会長

説明会の案内文の中に託児機能があることを示してください。

(6) その他

●関川会長

それでは議事は概ね終了していますが、その他に事務局からありますか。

●事務局・関谷

—資料7「子ども子育て支援制度関係法令」「事業所の選定と認可について（まとめ）」説明—

- ・ 前回の会議で配付しなかった資料。
- ・ 法令により、児童福祉審議会、社会福祉審議会の意見を聴かなければならないことを説明。

—資料8「パブリックコメント意見集計」説明—

- ・ パブリックコメントで寄せられた意見の概要と、各意見に対する本市の考え方について説明。
- ・ 本市の考え方によって対応できると考えるので、条例案を上程することを報告。

●事務局・菊池

—児童福祉審議会・社会福祉審議会での意見について報告—

- ・児童福祉審議会・社会福祉審議会にて審議を開催したことを報告。
- ・審議会では、子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点・方向性、第2回定例会で条例案を上程する予定、パブリックコメントの結果などを議論したことを報告。
- ・審議会の委員からの様々な意見の概要を報告。

●関川会長

それでは事務局にお返しします。

3. 閉会

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回は7月23日（水）の開催を予定しておりますので、ご出席をよろしく申し上げます。

—閉会—